3．大湖地域航空会社（コンパニー・アエリエンヌ・デ・グラン・ラック（CAGL））、大湖地域ビジネス会社（グレート・レイクス・ビジネス・カンパニー（GLBC））
COMPAGNIE AERIENNE DES GRANDS LACS, GREAT LAKES BUSINESS COMPANY
（別名）CAGL
（以前の別名）不明
（所在地）コンゴ民主共和国ゴマ（Goma）モブツ大統領通り（Avenue Président Mobutu）、ルワンダ共和国ギセニ（Gisenyi）又はコンゴ民主共和国ゴマ（Goma）私書箱315
（リスト掲載日）2007年３月29日
（その他の情報）2008年12月現在、GLBCは運航可能な航空機をもはや有していないが、国連の制裁にかかわらず2008年に数機が飛行を継続した。
4．コンゴメット貿易社
CONGOMET TRADING HOUSE
（別名）不明
（以前の別名）不明
（所在地）北キヴ州ブテンボ（Butembo）
（リスト掲載日）2007年３月29日
（その他の情報）北キヴ州ブテンボにおける金の貿易業者としてはもはや存在しない。
5．ルワンダ解放民主勢力（FDLR）
FORCES DEMOCRATIQUES DE LIBERATION DU RWANDA (FDLR)
（別名）FDLR、アバクングズィ戦闘勢力（Force Combattante Abacunguzi）、ルワンダ解放戦闘勢力（Combatant Force for the Liberation of Rwanda）、FOCA
（以前の別名）不明
（所在地）コンゴ民主共和国北キヴ州又はコンゴ民主共和国南キヴ州
（リスト掲載日）2012年12月31日
（その他の情報）メールアドレス：Fdlr@fmx.de; fldrrse@yahoo.fr; fdlr@gmx.net; fdlrsrt@gmail.com; humura2020@gmail.com
6．エム・ヴァントロワ
M23
（別名）３月23日運動（Mouvement du 23 mars）
（以前の別名）不明
（所在地）不明
（リスト掲載日）2012年12月31日
（その他の情報）メールアドレス：mouvementdu23mars1@gmail.com
7．マチャンガ有限会社
MACHANGA LTD
（別名）不明
（以前の別名）不明
（所在地）ウガンダ共和国カンパラ（Kampala）アッパー・コロロ・テラス（Upper Kololo Terrace）Plot 55A
（リスト掲載日）2007年３月29日
（その他の情報）金輸出企業（取締役：ラジェンドラ・クマール・ヴァヤ（Rajendra Kumar Vaya）及びヒレンドラ・M・ヴァヤ（Hirendra M. Vaya））。2010年、エミレーツ・ゴールドの口座にあるマチャンガ有限会社の資産が英国ノヴァ・スコシア・モカッタ（Nova Scotia Mocatta）銀行により凍結される。マチャンガ有限会社の所有者はコンゴ民主共和国東部からの金の購入に引き続き関与している。
8．全ては平和と発展のために（非政府組織（NGO））
TOUS POUR LA PAIX ET LE DEVELOPPEMENT（NGO）
（別名）TPD
（以前の別名）不明
（所在地）コンゴ民主共和国北キヴ州ゴマ（Goma）
（リスト掲載日）2005年11月１日
（その他の情報）ゴマ拠点、南キヴ州、東カサイ州、西カサイ州、マニエマ州に地方委員会。公式には2008年以降全ての活動を停止。実際には、2011年６月現在、TPD事務所は活動中であり、国内避難民の帰還、地域和解イニシアティブ、土地問題解決等の問題に関与。TPD会長はユジェンヌ・セルフリ（Eugene Serufuli）、副会長はサヴリナ・カロンバ（Saverina Karomba）。北キヴ州議員のロベール・セニンガ（Robert Seninga）及びベルタン・キリヴィタ（Bertin Kirivita）が主要メンバーに名を連ねる。
9．ウガンダ・コマーシャル・インペックス（UCI）有限会社
UGANDA COMMERCIAL IMPEX（UCI）LTD
（別名）不明
（以前の別名）不明
（所在地）ウガンダ共和国カンパラ、カムウォキャ（Kamwokya）カンジョキャ通り（Kanjokya Street）Plot 22、電話番号：＋256―41―533―578／9又はウガンダ共和国カンパラ、私書箱22709
（リスト掲載日）2007年３月29日
（その他の情報）金輸出企業（取締役に「チュニ（Chuni）」として知られるジャムナダス・V.・ロディア（Jamnadas. V. LODHIA）及びその息子のクナル・ロディア（Kunal LODHIA）及びジテンドラ・J.・ロディア（Jitendra J. LODHIA）がいる）。2011年１月、ウガンダ当局は、エミレーツ・ゴールドが金融資産の免除を受けて、UCIの債務をカンパラのクレーン銀行（Crane Bank）に支払い、口座を最終的に閉鎖した旨制裁委員会に対し通告した。UCIの取締役はコンゴ民主共和国東部からの金の購入に引き続き関与している。

○厚生労働省告示第三百四十号

国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）第百三条の規定によりなおその効力を有するものとされた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第五十三号）第二条の規定による改正前の厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第五条及び第六条第二項の規定に基づき、国民年金法等の一部を改正する法律附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額（平成二十一年厚生労働省告示第五百十九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年八月一日から適用する。

平成二十七年七月三十一日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一条及び第二条中「平成二十七年八月」を「平成二十八年八月」に改める。
別表を次のように改める。